

生食輸発0615第1号
平成28年6月15日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮ミニトマト及びパプリカの検査命令免除対象輸出者の追加)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成28年6月13日付け生食輸発0613第1号)により通知したところです。

今般、韓国政府から、下記の輸出者について、対日輸出生鮮ミニトマト及びパプリカに係る残留農薬管理が適切になされていることが確認され、ID登録した旨の連絡があったことから、同通知の別表20について別紙1、別表21について別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

<ミニトマト>

GYEONG NAM TRADING INC.

<パプリカ>

SUN FRESH CO., LTD